

令和元年10月から 幼児教育・保育の無償化が始まっています。

幼児教育・保育の無償化とは

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもたちの保育料が**無償**になる制度です。

対象となる人は、

- ・ 3歳児クラス以上の保育認定の子ども（保育園、幼稚園、認定こども園）
- ・ 満3歳以上の教育認定の子ども（幼稚園、認定こども園）

また、

教育認定の子ども（幼稚園、認定こども園）が、保護者の就労等を理由にその教育時間前後の預かり保育を利用している場合についても、利用日数に応じて最大月額1.13万円までの範囲で、預かり保育の利用料が無償化されます。

（3歳児クラス以上の子ども及び満3歳の非課税世帯の子どもに限る。）

※制度の利用には別に手続きが必要となります。

- ・ 通園送迎費、行事費などはこれまでどおり保護者の負担です。
- ・ 子どもにかかる副食費についても、保護者の負担すべき費用となっています。（国の制度）

幼児教育・保育の無償化については、認可外保育施設や新制度に移行していない幼稚園に通っている子どもも対象となる場合がありますので、これらの施設に通っている3歳以上のお子さんが、無償化の制度の対象となっていない場合は一度問合せ先までお尋ねください。

問合せ先：松浦市役所 子育て・こども課 子育て支援係 ☎ 72-1111
福島町から 47-3011・鷹島町からは 48-3011

裏面にて松浦市の助成制度をご確認ください！！

松浦市は

★子育て世代をサポート！！！！

国の無償化の対象とならない保育等の利用にかかる費用も助成します！！（松浦市独自支援事業）

①給食費（副食費）を

保護者に代わって市が負担

（主食費を除き、月 4,500 円を上限とします。）

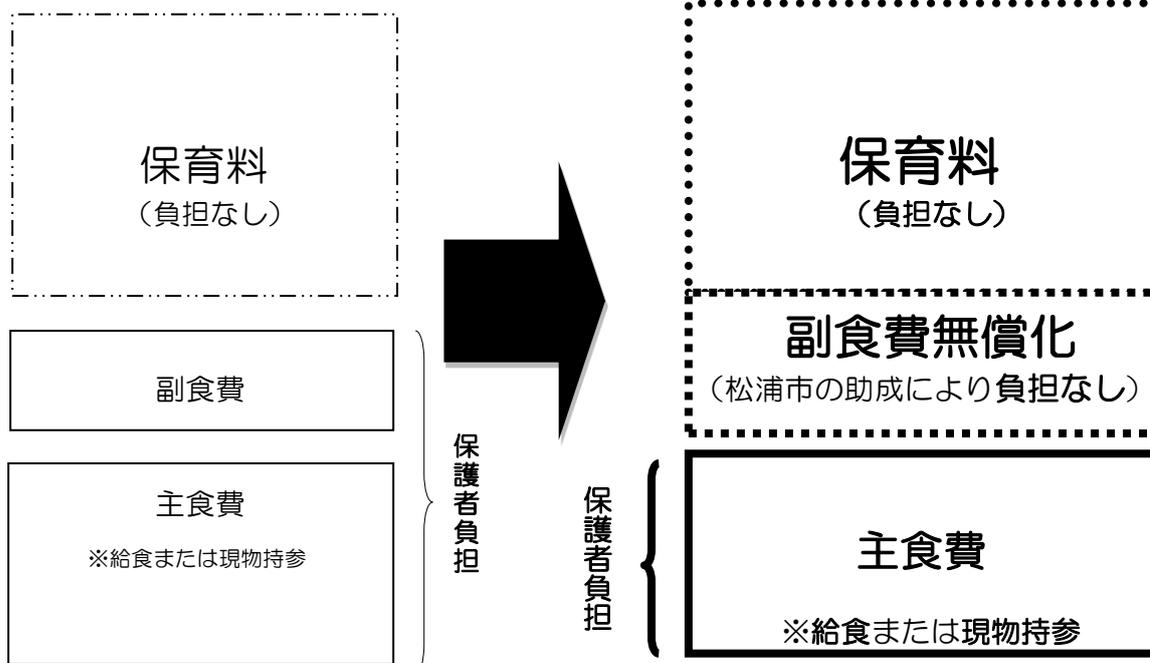
②第2子以降の保育料の無償化は継続中！

（幼児教育・保育の無償化にならない3歳未満の保育料対象）
※保育所等に同時入所の場合に限ります。

＜ 満3歳（教育認定に限る）・3歳児クラス以上の保育料 ＞
（国の制度）

（松浦市）

※松浦市独自の政策です



保育料が無償化！
副食費も無償化！